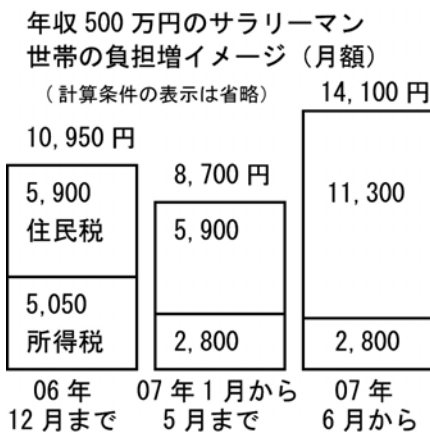


団結して、大幅賃上げを実現し、生活を守ろう

一万円以上の賃上げは可能

繊維大手企業の内部留保(貯めこんでいる金)は、莫大な金額になっています。そのわずかな分でも賃上げにまわせば、一万円以上の賃上げは十分可能です。二〇〇六年の決算報告から見ても、そのことが裏付けられます。労働者、国民の購買力高めずして生活は豊かになりません。国内産業の維持・発展と日本経済の活性化の為に、大幅賃上げは必要不可欠です。



定率減税廃止などで負担増

定率減税とは、所得税の二十%(最大二十五万円)、住民税の十五%(同四万円)の減税でした。九九年に「恒久的減税」として、法人税率引き下げや所得税の最高税率引き下げと共に実施されました。この大企業減税や金持ち減税はそのままに、〇六年に定率減税を半減し、〇六年の国会では廃止を決めました。実施は所得税・住民税の定率減税の廃止で約一・七兆円の増税となりますが、同時に、所得税から住民税に三兆円の「税源移譲」が行われます。

一月の段階では、定率減税廃止で増える所得税額より税源移譲の關係で減る所得税額の方が大きいため、ほとんどの人が一時的に「減税」になったように見えます。しかし、六月には税源移譲による住民税の増加と住民税の定率減税廃止が重なって、住民税が大幅に増えます。一年を通して計算すると、定率減税の分だけ増税になりません。年収五百万円のサラリーマン四人世帯なら、昨年比べて一万八千円近く、一昨年に比べれば三万五千円もの増税になります。それらとともに、社会保険料負担増もありました。これらの負担増から生活をまもるためにも、大幅賃上げを勝ち取りましょう。

企業名	内部留保	従業員1人当たり内部留保	1万円賃上げの取崩率	従業員数(パート除く)	従業員対前年度増減数
東洋紡	513億円	1,567万円	1.15%	3,273	90
ユニチカ	193	1,062	1.69	1,813	1,133 ※
クラボウ	560	3,130	0.58	1,790	△15
東レ	3,577	5,424	0.33	6,595	△43
クラレ	2,143	8,453	0.21	2,535	△68
旭化成	2,677	33,219 ※	0.05	806 ※	△26

資本金100億円以上の大企業について、有価証券報告書に基づいて内部留保を調査。(大阪労連ビクトリーマップ) ※ 持株会社、子会社吸収などにより従業員数対指標が異なる。

センイ労働運動連絡会

大阪市北区錦町2-2 大阪民主センター内

TEL&FAX 06-6354-7237

「労働ビッグ・バン」=労働法制改悪に反対しよう

働き方これぞこののですか？

日本では月八〇時間以上の残業をしている労働者が約六二〇万人もいます。海外との競争、成果主義、規制緩和の影響で仕事が増えます。きつくなっていますか？

忙しいという字は「心を亡くす」と書きますが職場の雰囲気や労働環境が悪化していませんか？

労働条件の切り下げや解雇を使用者が思うままにできるようにする労働契約法や、残業時間の支払いなしで長時間働かせることができるようにするホワイトカラー・イグゼンプションなどが財界の強い要求で進められています。

アメリカ追従の「構造改革路線」など、新自由主義による弱肉強食の違法状態が合法化されようとしています。

健康で文化的な最低限度の生活を営むためには仕事八時間、休息八時間、そして自由に使える八時間のバランスが大切です。

労働基準法第三二条は一日八時間、一週四〇時間を超えて労働させてはならないと定めています。「人間らしく働きたい」とみんな力を合わせましょう



働く人を大切にする法律を守り、充実させることが大切です。

労働基準法第1条「①労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない。②この法律を定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」

労働基準法は労働条件（賃金や労働時間）の最低基準を定めた労働者をまもる法律です。目に余る違法状態などを告発すれば、労働基準監督署などが調査します。

ひとりで悩まず、まず相談

A 「帰りたくても営業成績が壁に貼られてあって、目標が達成できそうにない月などはサービス残業の連続です。『この時期はシーズンのにとでも無理です』と報告すると役員は『毎月売り上げ目標を達成するように考えるのが君の仕事だ。出来なければ出来る人に代わってもらう』と言うだけ。」

B 「入社して三年、上司は自分の成果をあげるために忙しく、満足に仕事の相談ができません。自分に力が無いからだと考え出すとユウウツになる毎日です。転職しようかな」

C 「パートでも正社員並みの時間で働き、業務改善の提案もしています。最低賃金とパート均等待遇が国会で議論されています。私たちの気持ちを代弁する議員に期待しています。」

ひとりで悩まず
お気軽に電話を



労働相談ホットライン
☎0120-378-060

おおさか労働相談センター
秘密厳守・相談無料(受付時間10時~18時 月曜~金曜)